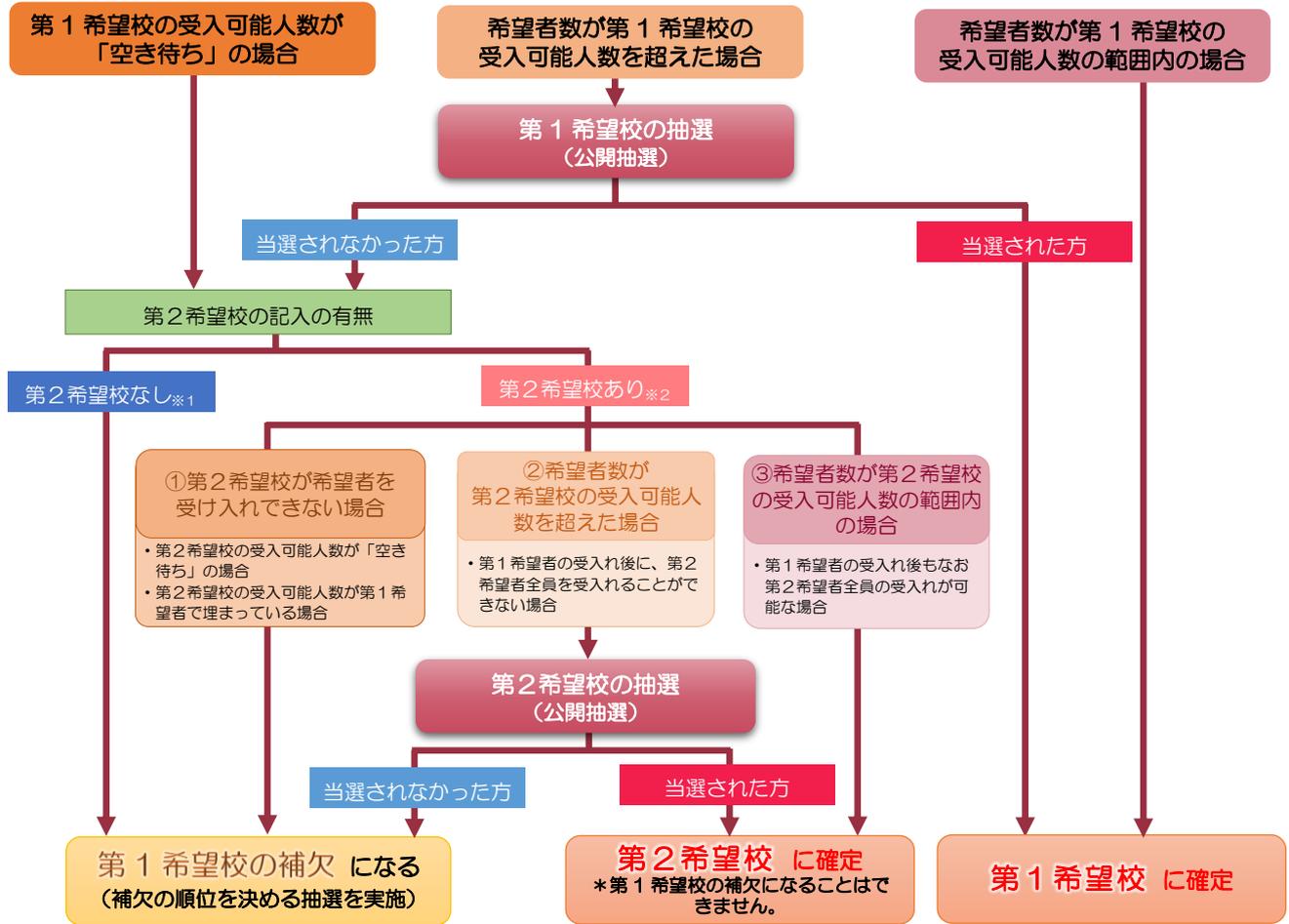


公開抽選の流れ



注意事項

◆通学区域外からの希望者数が受入可能人数を上回った場合は抽選となります。当選されなかった場合は以下のとおりです。

【※1】第2希望がない場合

- ・第1希望の補欠として登録されます。

【※2】第2希望がある場合

- ①第2希望校の受入可能人数が、すでに第1希望者で埋まっている場合または第2希望校の受入可能人数が「空き待ち」の場合、第1希望校の補欠として登録されます。
- ②第2希望校の希望者数が第2希望校の受入可能人数を上回った場合、公開抽選を実施し、当選した場合は第2希望校への就学が確定となります。当選されなかった場合は、第1希望校の補欠として登録されます。
- ③第2希望校の希望者数が第2希望校の受入可能人数の範囲内の場合、第2希望校への就学が確定となります。この場合、第1希望校の補欠となることはできませんので、第1希望校の補欠となることを希望される場合は、第2希望校を記入しないでください。

補欠の繰上げ等について

◆私立・国立学校等への入学者や転出者が区役所に届けられたこと等により、希望校の受入人数に空きが生じ受入可能となった場合、補欠順位の上位の方から順次、補欠登録者の繰上げを行います。「学校選択制希望調査票」に記入された連絡先に繰上当選のご連絡をいたしますので、連絡を受けられた方は通学区の学校名が印字された就学通知書、保護者の本人確認書類及び印鑑をお持ちのうえ、北区役所3階子育て・教育課③番窓口までお越しいただき、繰上げの手続きを行ってください。

◆区役所より繰上げの連絡がなく、繰上期限を過ぎた場合には、通学区の学校に就学することとなります。